

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 計器飛行等の練習の監督者の指定
- ② 手続根拠 : 航空法第35条の2第1項第3号
- ③ 手続対象者 : 監督者の指定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 監督者の指定を受けようとする時
- ⑤ 提出方法 : 申請書等を、東京航空局保安部運航課または大阪航空局保安部運航課へ提出してください
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類他  
詳細は申請窓口にお問い合わせください
- ⑧ 申請書様式 : 通達「国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について」  
(平成10年空乗第55号) 別紙
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :  
東京航空局保安部運航課 03-5275-9321  
大阪航空局保安部運航課 06-6937-2781
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 通達「国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について」(平成10年空乗第55号)
- ② 標準処理期間 : 1週間
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)